

資格の大原

第76回 税理士試験 相続税法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模範試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕-50点-

問1 (25点)

(1)について

〔1〕概要 (6点)

個人Bは、土地1,000万円から対価200万円を控除した800万円に相当する低額譲受益を個人Aから贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税される。

なお、個人Bが個人Aの子であり扶養義務者となるため、個人Bが資力を喪失して債務の弁済が困難である場合には、その債務の弁済が困難な金額については、課税されない。

〔2〕関連する条文

① 低額譲受

(イ) 課税される場合 (5点)

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時に、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡時の財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

(ロ) 課税されない場合 (2点)

その財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務の弁済が困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたときは、その債務の弁済が困難な金額については、課税しない。

② 扶養義務者の意義 (1点)

配偶者、直系血族及び兄弟姉妹等をいう。

(2)について

〔1〕概要 (5点)

同族会社Cは、贈与税の課税関係は生じない。

個人Bは、同族会社Cの株式の価額が増加した500万円に相当するその他の利益の享受を個人Aから贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税される。

なお、個人Bが個人Aの子であり扶養義務者となるため、個人Bが資力を喪失して債務の弁済が困難である場合には、その債務の弁済が困難な金額については、課税されない。

〔2〕関連する条文

① その他の利益の享受

(イ) 課税される場合 (5点)

一定のみなし課税の規定に該当する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時に、その利益を受けた者が、その利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）をその利益を受けさせた者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

(ロ) 課税されない場合 (1点)

その行為が、その利益を受ける者が資力を喪失して債務の弁済が困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたときは、その債務の弁済が困難な金額については、課税しない。

② 扶養義務者の意義

配偶者、直系血族及び兄弟姉妹等をいう。

問2 (25点)

[1] 概要 (9点)

① 令和5年4月の贈与

相続開始前3年超の贈与のため、生前贈与加算の適用がなく、相続税の課税価格に加算される金額はない。

② 令和6年4月の贈与

相続開始前3年以内の贈与のため、現金500万円が相続税の課税価格に加算される。

③ 令和7年8月の贈与

建物について、1,890万円（贈与時の価額2,500万円－被災価額500万円－相続時精算課税に係る基礎控除額110万円＝1,890万円）が遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税価格に算入される。

④ 令和8年4月の贈与

現金について、690万円（800万円－相続時精算課税に係る基礎控除額110万円＝690万円）が遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税価格に算入される。

⑤ 相続税の課税価格

500万円＋1,890万円＋690万円＝3,080万円

[2] 関連する条文

① 生前贈与加算 (6点)

(イ) 生前贈与加算

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始前7年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産（その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限り、特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。以下「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうちその相続開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあっては、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

(ロ) 経過措置

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に開始した相続については、(イ)の7年とあるのは、3年とする。

② 相続税の計算（相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合） (5点)

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

この場合において、その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時における価額とし、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

③ 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例 (5点)

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他一定の災害をいう。以下同じ。）によって相当の被害を受けた場合（その相続時精算課税適用者が、その土地又は建物をその災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、その相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、相続税の課税価格に加算する財産の価額は、その土地又は

建物の価額からその被害を受けた部分に対応するものとして一定の金額を控除した金額とする。

〔第二問〕 -50点-

1. 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地E	乙	<u>9,690,000①</u>	$100,000 \times 1.00 \times (1 - (\text{注}) 0.031) \times 300\text{m}^2$ $= 29,070,000\text{①}$ $(\text{注}) \left[1 - \frac{400\% \times 225\text{m}^2 + 300\% \times 75\text{m}^2}{400\% \times 300\text{m}^2} \right] \times 0.5 = 0.031$ (小数点以下3位未満四捨五入) $29,070,000 \times \frac{1}{3} = 9,690,000$
家屋F	乙	<u>20,000,000①</u>	$20,000,000 \times 1.0 = 20,000,000$
宅地G	乙	<u>112,554,000①</u>	$(1) \{ (200,000 \times 1.00) + (100,000 \times 1.00 \times 0.08) \}$ $\times (\text{注}) 0.78 \times 750\text{m}^2 = 121,680,000\text{①}$ $(\text{注}) \frac{750\text{m}^2 \times 0.95 + 25}{750\text{m}^2} \times 0.8 = 0.78$ (小数点以下2位未満切捨) $(2) \text{自用部分 } (1) \times \frac{1}{2} = 60,840,000$ $(3) \text{貸家建付地部分 } (1) \times \frac{1}{2} \times (1 - 0.5 \times 0.3) = 51,714,000$ $(4) (2) + (3) = 112,554,000$

(5点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
家屋H	乙	<u>21,000,000</u> ①	$60,000,000 \times 1.0 = 60,000,000$ $60,000,000 \times (1 - 0.3) = 42,000,000$ $42,000,000 \times \frac{1}{2} = 21,000,000$
I 社株式	C	<u>12,500,000</u> ①	(1) 12,500 (2) 12,600 (3) 12,700 (4) 12,800 $\therefore 12,500$ $12,500 \times 1,000 \text{株} = 12,500,000$
(配当期待権)	C	<u>318,740</u> ①	$400 - (\text{注}) 81.26 = 318.74$ $(\text{注}) 400 \times 0.20315 = 81.26$ $318.74 \times 1,000 \text{株} = 318,740$
J 社株式	A C	<u>14,378,000</u> ① <u>200,000</u> ①	$2,765 \times 5,200 \text{株} = 14,378,000$ $250 \times 800 \text{株} = 200,000$
家庭用財産	乙	<u>1,500,000</u> ①	$2,000,000 - (\text{注}) 500,000 = 1,500,000$ (注) 仏壇は相続税の非課税
その他の財産	C D 乙	2,000,000 8,000,000 28,160,000 ①	$38,160,000 - (2,000,000 + 8,000,000) = 28,160,000$
〔生命保険契約に関する権利〕	D	<u>4,200,000</u> ①	

(8点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

(1) 同族株主等の判定

100% > 50% ∴ 同族株主

(2) 取得者の判定

A 96% ≥ 25% ∴ 中心的な同族株主…原則的評価方式

C 4% < 25% ∴ 中心的な同族株主以外

4% < 5%、かつ、役員以外…特例的評価方式

①

(1点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないJ社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1株当たりの純資産価額の計算（資産及び負債の計算）

(イ)資産の部			(単位:円)
科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
現金及び預金	33,927,000	33,927,000	(千円未満切捨)
売掛金	15,000,000	15,000,000 ①	(千円未満切捨)
貸付金	900,000	1,200,000 ①	$1,200,000 - 300,000 = 900,000$
棚卸資産	16,300,000	16,300,000	
建物	23,900,000	21,000,000 ①	
車両運搬具	8,800,000	8,640,000 ①	
土地	68,000,000	69,000,000 ①	
保険積立金	0	0	
(生命保険金等)	25,000,000	25,000,000 ①	
合 計	191,827,000	190,067,000	
(ロ)負債の部			(単位:円)
科 目	相続税評価額	帳 簿 価 額	計 算 過 程
買掛金	11,520,000	11,520,000	
借入金	36,000,000	36,000,000	
未払金	2,890,000	2,890,000	(千円未満切捨)
(未払法人税額等)	560,000	560,000 ①	
(退職手当金等)	22,000,000	22,000,000 ①	
(保険差益に対する法人税等)	0	0 ①	$25,000,000 - 12,000,000 - 22,000,000 - 3,000,000 \leq 0 \quad \therefore 0$
合 計	72,970,000	72,970,000	

(9点)

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算（続き）

ロ 1 株当たりの純資産価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程
(1) $(191,827,000 - 72,970,000) - (190,067,000 - 72,970,000) = 1,760,000$ (2) $(1) \times 38\% = 668,000$（千円未満切捨） (3) $191,827,000 - 72,970,000 - (2) = 118,189,000$ (4) $\frac{(3)}{20,000\text{株}} = 5,909\text{①}$（円未満切捨）

ハ 1 株当たりの価額の計算

（単位：円）

計 算 過 程
(1) 年配当金額 $\frac{\{150,000 + (150,000 - 60,000)\} \times \frac{1}{2}}{(\text{注1}) 200,000\text{株}} = 0.6 < 2.5 \quad \therefore 2.5\text{①}$ (注1) $10,000,000 \div 50 = 200,000\text{株}$ (2) 比準要素 ㊸…0.6 ㊹…① $\frac{(\text{注2}) 3,780,000}{200,000\text{株}} = 18\text{①}$（円未満切捨） (注2) $2,500,000 - (\text{注3}) 300,000 + (100,000 - 20,000) + 1,500,000 = 3,780,000$ (注3) $500,000 - 200,000 = 300,000$ ② $\frac{(3,780,000 + (\text{注4}) 2,064,000) \times \frac{1}{2}}{200,000\text{株}} = 14$（円未満切捨） (注4) $0 + (80,000 - 16,000) + 2,000,000 = 2,064,000$ ③ ① > ② $\therefore 14$ ㊺…$\frac{10,000,000 + 52,000,000}{200,000\text{株}} = 310$

（3点）

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1 株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程
(3) 評価額 ① 配当還元価額 $\frac{2.5}{10\%} \times \frac{(\text{注5}) 500}{50} = 250$ $(\text{注5}) \frac{10,000,000}{20,000 \text{株}} = 500$ ② 原則的評価額 $(\text{注6}) 1,718 \times 0.75 + (\text{注8}) 5,909 \times (1 - 0.75) = 2,765 \text{ (円未満切捨)}$ (注6) (イ) 類似業種比準価額 $\text{④ } (\text{注7}) 462 \times \left(\frac{\frac{0.6}{4.4}(0.13) + \frac{14}{33}(0.42) + \frac{310}{232}(1.33)}{3} \right) (0.62) \times 0.6 = 171.8$ (0.1円未満切捨) $(\text{注7}) \text{ (a) } 467 \text{ (b) } 468 \text{ (c) } 476 \text{ (d) } 462 \text{ (e) } 477 \therefore 462 \text{①}$ $\text{㊥ } \text{④} \times \frac{500}{50} = 1,718 \text{①}$ (ロ) 純資産価額 5,909 (ハ) (イ) < (ロ) $\therefore 1,718$ (注8) $100\% > 50\% \therefore \frac{80}{100}$適用なし。 ③ ① < ② $\therefore 250$

(2点)

(単位：円)

(1) 有利判定

乙 宅地G(貸家建付地部分) $\frac{51,714,000}{375\text{m}^2} \times 50\% \times 200\text{m}^2 = 13,790,400$ 順位③

対象者・対象宅地・対象地積・減額割合・限度面積が合っていて①

$$(\text{注}) \quad 100\text{m}^2 \times \frac{200}{330} + 139.39\text{m}^2 \leq 200\text{m}^2 \textcircled{1}$$

特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地E	乙	△ 7,752,000 ①
宅地G	乙	△ 11,307,636 ①

(4点)

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位:円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	乙	△3,350,000	$3,200,000 + 150,000 = 3,350,000$ 墓地購入未払金は控除できない。 保険会社からの借入金はないものとする。
葬式費用	乙	△2,500,000	(注) $2,000,000 + 500,000 = 2,500,000$ (注) $4,000,000 \times \frac{1}{2} = 2,000,000$ 初七日法要費用、香典返戻費用は控除できない。 香典は贈与税の非課税
	A	△2,000,000	$4,000,000 \times \frac{1}{2} = 2,000,000$

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位:円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等	乙 D	$18,000,000$ $10,000,000$ ①	$20,000,000 - 2,000,000 = 18,000,000$ $20,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,000,000$
同上の非課税 金額	乙 D	$\triangle 12,857,143$ $\triangle 7,142,857$ ①	$5,000,000 \times 4$ (法定相続人の数) $= 20,000,000$ ① $< 18,000,000 + 10,000,000 = 28,000,000$ $20,000,000 \times \left[\begin{array}{l} \frac{18,000,000}{28,000,000} = 12,857,143 \\ \frac{10,000,000}{28,000,000} = 7,142,857 \end{array} \right]$

(3点)

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (続き)

(単位: 円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
退職手当金等	乙	<u>22,000,000①</u>	$20,000,000 + 2,000,000 + (\text{注}) 0 = 22,000,000$ (注) $3,000,000 - 600,000 \times 6 \leq 0 \quad \therefore 0$
同上の非課税金額	乙	<u>$\triangle 20,000,000$①</u>	$5,000,000 \times 4$ (法定相続人の数) $= 20,000,000$ $< 22,000,000 \quad \therefore 20,000,000$

(6) 課税価格に加算する贈与財産 (暦年贈与財産) の価額の計算

(単位: 円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
R8	乙	0	宅地E $29,070,000 \times \frac{2}{3} = 19,380,000$ $19,380,000 - (\text{注}) 19,380,000 = 0$ (注) <u>$19,380,000 < 20,000,000 \quad \therefore 19,380,000$①</u>

(3点)

(7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区 分 \ 相続人等		配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D
遺贈による取得財産		173,844,364	14,378,000	15,018,740	12,200,000
みなし 取得財産	生命保険金等	5,142,857			2,857,143
	退職手当金等	2,000,000			
債務控除	債務	<u>△3,350,000①</u>			
	葬式費用	<u>△2,500,000</u>	<u>△2,000,000①</u>		
純資産価額		175,137,221	12,378,000	15,018,740	15,057,143
生前贈与財産の加算額		<u>0①</u>			
課税価格 (1,000円未満切捨て)		175,137,000	12,378,000	15,018,000	15,057,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産総額
<u>217,590①</u> 千円		<u>30,000 + 6,000 × 4 (法定相続人の数) = 54,000①</u> 千円		163,590 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
乙	$\frac{3}{4}$	122,692 千円		32,076,800 円
A・D	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$	10,224		1,033,600
C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$	20,448		2,567,200
	①			
合計	4人	1		(100円未満切捨て) 36,711,200 円

(6点)

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D
算出税額		29,548,643	2,088,382	2,533,796	2,540,376
加 算 又 は 減 算	相続税額の 2割加算額		417,676	506,759	508,075
	暦年課税分の 贈与税額控除額				
	配偶者の税額軽減額	△27,533,400			
	未成年者控除額				△100,000①
	相次相続控除額	△773,709	△54,682	△66,348	△66,518
納付税額 (100円未満切捨て)		<u>1,241,500①</u>	2,451,300	2,974,200	2,881,900

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額	A C D ①	417,676 506,759 508,075	$2,088,382 \times \frac{20}{100} = 417,676$ $2,533,796 \times \frac{20}{100} = 506,759$ $2,540,376 \times \frac{20}{100} = 508,075$
暦年課税分の贈与税額 控除額			

(3点)

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額軽減額	乙	△27,533,400	(1) 29,548,643 (2) $\frac{36,711,200 \times (\text{注})163,192,500}{217,590,000} = 27,533,400$ (注)① $\frac{217,590,000 \times \frac{3}{4}}{4} = 163,192,500$ $\geq 160,000,000 \therefore 163,192,500$ やり方① ② 175,137,000 ③ ①<② $\therefore 163,192,500$ (3) (1)>(2) $\therefore 27,533,400$
未成年者控除額	D	△ 100,000	$100,000 \times (18\text{歳} - 17\text{歳}) = 100,000$
相次相続控除額	乙 A C D	△ 773,709 △ 54,682 △ 66,348 △ 66,518	(1) $1,602,100 \times \frac{217,591,104}{28,000,000 - 1,602,100} (> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100})$ $\times \frac{10-4}{10} = 961,260$ ① (2) (1)× $\frac{175,137,221}{217,591,104}$ $\frac{12,378,000}{217,591,104}$ $\frac{15,018,740}{217,591,104}$ $\frac{15,057,143}{217,591,104}$ =773,709 =54,682 =66,348 =66,518 やり方①

(3点)

□合格ラインの読み口

理論については、問1、問2の2題体制での出題でした。問1については、解答ボリュームは少ないものの、難度がやや高く、完答は難しいものと思われます。問2については、近年の改正項目が関係する問題で、十分に対策できていた方が多かったのではないかと思います。

計算については、総合問題1題の出題でした。被相続人自身が養子となっていることにより親族関係が複雑化し、法定相続分を正答することは困難と思われます。しかし、その他の項目については、比較的対応しやすい内容でした。

以下、各問の合格ラインについて簡単に触れることにします。

〔第一問〕

問1は、低額譲渡をテーマとした事例問題でした。(1)、(2)の2つの設問がありましたが、特に(2)の難度が高かったため、(1)である程度解答することが求められます。個人Bへの低額譲受の贈与税課税につき、概要での具体的な課税金額(800万円)や関連する条文(「課税される場合」)で得点したいところです。なお、「課税されない場合」まで想定することは難しいですが、解答できるとアドバンテージになります。また、(2)については、内容を整理することが難しいですが、白紙解答は避け、概要において個人Bに対し贈与税課税がなされる旨の一文だけでも解答し、少しでも加点を狙いたかったところです。

問2は、財産の贈与があった場合の相続税の課税価格を問う事例問題でした。暦年課税と相続時精算課税のそれぞれの特徴を正確に把握しておく必要がありました。また、災害があった場合の「相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例」も問われていましたが、近年の改正項目であるため、十分に対策を講じていた方も多かったのではないかと思います。多少のミスは許容範囲ですが、関連する条文も含め、漏れなく解答したいところです。

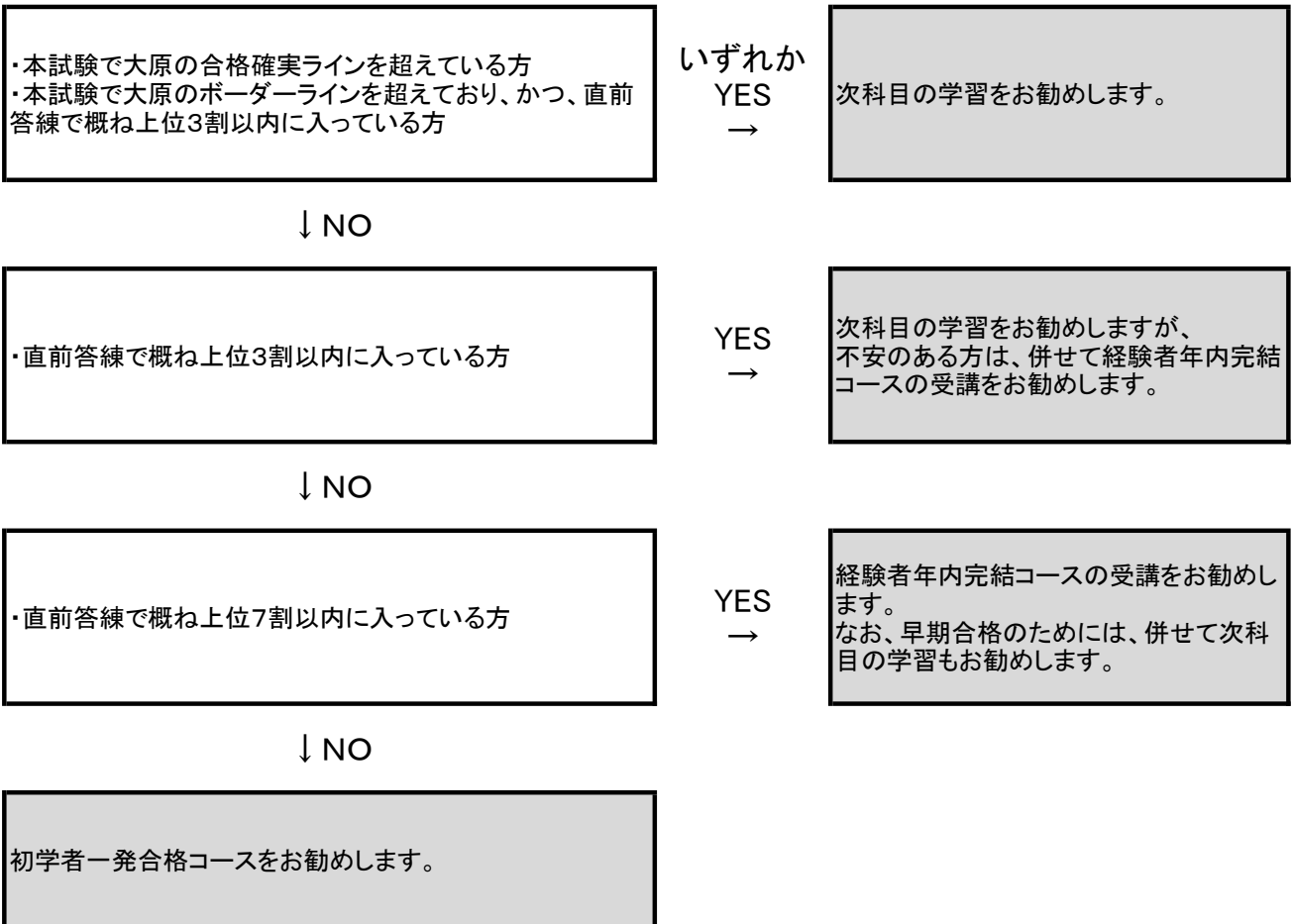
〔第二問〕

オーソドックスな形式の総合問題の出題でした。前述のとおり、被相続人自身が養子となっていることで親族関係が複雑化し、弟Cにつき、亡父丙を代襲する者としての身分を有することには気付きにくかったのではないかと思います。従いまして、法定相続分については正答が困難と判断しています。しかし、法定相続分以外の項目(納付税額などの最終値関係の項目を除きます。)については、難なく解答できるものがほとんどであり、また、理論・計算を通じた全体的なボリュームも適量と言える範囲であったため、当校の採点基準で8割程度の得点が必要になるものと思われます。

全体としてのボーダーラインは理論31点、計算39点、合計70点前後になると思われ、合格確実ラインは合計80点以上になると思われます。

【相続税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



相続税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

相続税法初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を確認することができ、重要基礎項目の一巡が可能となり、理論・計算ともに基礎力を確実に身に付けることができます。また、厳選した実力養成問題を解答いただくことにより、年明けより本試験に直結する応用項目の学習が可能になります。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

週1回の講義ペースで、講義と問題演習（講義：演習の比率は7：3）を実施するカリキュラムとなっています。計算項目は本試験での出題頻度が高い項目を講義で確認し、演習において基礎項目もご解答いただきます。

理論項目は毎講義2～3題の理論を確認し、翌講義で実施するミニテストにおいて個別問題から応用問題まで幅広くご解答いただき、知識の定着を図ります。また、確認テスト（1か月単位で実施する復習テスト）を4回実施することで9月から12月に実力を伸ばし、1月からの経験者完全合格コースで更なる上位を目指すためのコースとなります。

<主な学習項目>

計算：納税義務者、債務控除、不整形地の評価、借地権等の評価、小規模宅地等の特例、類似業種比準価額の計算、純資産価額の資産負債計算など

理論：納税義務者、みなし取得財産、非課税財産、小規模宅地等の特例、相続時精算課税、税額計算に関する規定、申告手続規定、延納・物納、農地等・非上場株式等の納税猶予及び免除など

<配付教材>

計算テキスト、財産評価テキスト、理論テキスト、計算問題集（年内完結） 1・2、確認テスト